

和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、乳幼児の疾病の早期発見、治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 「保護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 「医療保険各法」とは、次の法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 「一部負担金」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費を受ける者が負担すべき額をいう。

(5) 「前年の所得」とは、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定により算出して得た額をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる医療費は、乳幼児の入院及び入院外に係る一部負担金で、市町村が次項に定める対象者に乳幼児医療費として支給するものとする。

2 乳幼児医療費の支給対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であって、かつ乳幼児の保護者とする。この場合においての乳幼児は当該市町村の区域内に住所を有するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、支給対象としない。

(1) 保護者の前年の所得（１月１日から７月３１日までの間に乳幼児医療費の支給対象となる保護者については、当該医療費の申請が行われた年の前年の前年の所得とする。）が、次の表に定める額以上であること。

扶養親族等の数	所得額
0 人	5, 3 2 0, 0 0 0 円
1 人	5, 7 0 0, 0 0 0 円
2 人	6, 0 8 0, 0 0 0 円
3 人	6, 4 6 0, 0 0 0 円
4 人	6, 8 4 0, 0 0 0 円
5 人	7, 2 2 0, 0 0 0 円
1 扶養親族等が所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合は、1 人につき 6 万円を加算する。	
2 扶養親族等の数が 5 人を超える場合は、その超える者 1 人につき 3 8 万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合は 4 4 万円）を加算する。	

(2) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）その他の法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者

（交付額算定方法）

第 4 条 補助対象事業における補助基準額、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとし、補助金の交付額は、次により算定するものとする。

(1) 次の表の 1 の欄に定める区分ごとに同表 2 の欄に定める基準額と同表 3 の欄に定める対象経費の額とを比較して、その少ない方の額を選定する。

(2) 次の表の区分に定める手数料及び審査支払委託料については、いずれかを交付の対象とする。

(3) 前 2 号により選定された額に同表 4 の欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1 0 0 円未満の端数が生じた場合には区分ごとにこれを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
医療費	一部負担金から附加給付等を控除した額	市町村が対象者に支給する乳幼児医療費	1 / 2
事務費	1 4 7 円×乳幼児医療費受給者数	事業に要する次に掲げる経費 報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
手数料	1 0 0 円×診療件数（医療保険各法による診療報酬請求明細書 1 枚相当分をもって 1 件とする。）	乳幼児医療に係る診療を行った医療機関に対して市町村が支払う手数料又は報酬費	1 / 2
審査支払委託料	国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託した場合 1 国民健康保険団体連合会 診療報酬請求明細書 1 件当たり 7 1 円 2 9 銭 2 社会保険診療報酬支払基金 診療報酬請求明細書 1 件当たり 7 4 円 8 0 銭、調剤報酬請求明細書 1 件当たり 3 9 円	市町村が対象者に支給する乳幼児医療費の審査支払手数料	1 / 2

（交付申請書の添付書類の様式等）

第 5 条 規則第 4 条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 所要額調書（別記第 1 号様式）

(2) 歳入歳出予算書（見込）抄本（別記第 2 号様式）

（交付条件）

第 6 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

（変更の承認）

第 7 条 前条第 1 項第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更交付申請書（別記第 3 号様式）に所要額変更調書（別記第 4 号様式）、月別支出（見込）状況調書（別記第 5 号様式）及び歳入歳出予算（見込）書抄本（別記第 2 号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 規則第 13 条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 精算書（別記第 7 号様式）

(2) 事業実施状況報告書（別記第 8 号様式）

(3) 歳入歳出決算（見込）書（別記第 6 号様式）

第 9 条 この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 63 年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の第 2 条第 1 項第 1 号中「1 歳に満たない者及び同和地区関係者にあつては 2 歳に満たない者」とあるのを昭和 61 年 11 月 1 日以前に出生した者については、「2 歳に満たない者」と読み替えるものとする。

3 和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱（昭和 61 年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１４年８月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

２ 平成１８年９月３０日以前に生まれて、同日現在県内に住所を有する乳幼児で、特に知事が認めたものにかかる補助金の交付については、この要綱による改正前の和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、改正後の和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱の規定は、平成２０年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成２７年８月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の和歌山県乳幼児医療費補助金交付要綱の規定は、平成２７年８月１日以後に受ける医療に係る補助金分から適用し、同日前に受ける医療に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２７年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年度分の補助金から適用する。ただし、別記第２号様式、別記第３号様式及び別記第６号様式の改正規定は、令和３年４月１日から適用する。